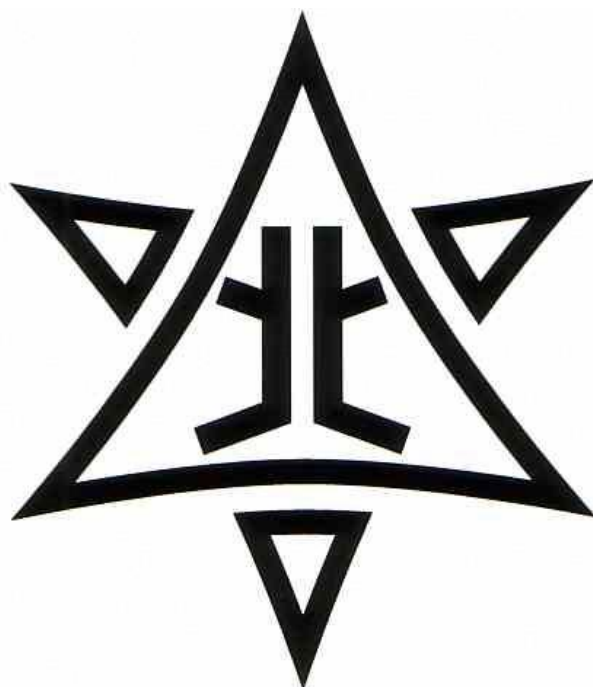


学校いじめ防止基本方針

～ わたしたちは いじめを しない させない 見逃さない ～



令和8年度

高島市立今津北小学校

目 次

I いじめ対策の基本的な考え方	1～2
1 はじめに	
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3 いじめの定義（法第2条より）	
4 いじめの認知	
II 学校における施策	2～3
1 学校の基本的施策	
2 学校の取組（別添1）	
3 いじめの防止等の対策のための組織（別添2）	
4 行動計画および年間計画（別添3）	
5 重大な事態への対処	
6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し	
（別添1）学校の取組	4～6
1 学校の取組	
（1）教職員が一丸となって取り組む学校づくり	
（2）いじめの防止と早期発見	
（3）いじめへの対処	
（4）いじめの解消	
（5）職員研修の充実	
2 家庭との連携	
（1）保護者と学校が一体となった学校づくり	
（2）いじめへの対応	
（3）PTA活動の促進	
3 地域との連携	
（1）学校運営協議会との連携	
（2）地域への働きかけ	
（別添2）いじめの防止等の対策のための組織	7
（別添3）令和8年度ストップいじめ行動計画および年間計画	8～9

I いじめ対策の基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、子どもの心を深く傷つける重大な人権侵害であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、人格の形成に重大な影響を与え、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるもので、決して許される行為ではない。

「学校いじめ防止基本方針」は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・地域・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、国の基本方針を参酌し、ここに本校における「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止に努めるものである。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という危機意識を持ち、「人として絶対に許されない行為である」という認識を全教職員が共有し、毅然とした態度で対応する必要がある。

いじめを根絶するためには、日頃から全教職員が、子どもの些細な変化を見逃さず、子どもが発する小さなサインを敏感に受け止め、子どもの個性を尊重しながら生徒指導の充実を図っていくことが不可欠である。そして、人の心の痛みを受け止め、他を思いやる心が育つように教育活動全体の中で取り組んでいかなければならない。

また、学校内外を問わず、いじめへの対応はいじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服すること、つまりいじめがおこなわれなくなるとすることを旨として行われなければならない。

3 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

法第2条より抜粋

4 いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動の児童、塾、スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な

対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行ったことが意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、その行為は児童に悪意がなかったと十分加味したうえで対応する必要がある。

「いじめ」の中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取ることが必要である。

II 学校における施策

1 学校の基本的施策

学校の基本的施策として、①人権教育の充実、②道徳教育及び体験活動等の充実、③コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実、④早期発見のための措置、⑤相談体制の整備、⑥インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進等の施策に取り組むこととする。

また、個別のいじめへの対処については、①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援、③いじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言等の措置を行うこととする。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときには、警察と連携して対処するものとする。

2 学校の取組

学校は、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。高島市いじめ対策指針〈平成24年3月高島市教育委員会〉をうけ、「ストップいじめ行動計画」を作成し、学校（教師・子ども）、保護者、地域が一体となって、いじめの根絶に向けて取り組む。（詳細は別添1に記載する）

3 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、学校におけるいじめの防止や早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、その中心的な役割を担う常設の組織「いじめ防止対策委員会」を置くこととする。（詳細は別添2に記載する）

4 行動計画および年間計画

学校におけるいじめの防止や早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、行動計画および年間計画を作成、推進することとする。（詳細は別添3に記載する）

また、いじめ防止対策委員会が中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。

5 重大な事態への対処

次に掲げる場合は、その自体（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- ①いじめにより学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大な事態（法28条）への対処については、事実関係を明確にするための調査や高島市教育委員会への報告等、法や国の基本方針に基づいた対処を行うこととする。

6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

PDCA サイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。年度末には、いじめ防止対策委員会で学校いじめ防止基本方針の点検を行い、次年度へ向けての見直しを行う。

※（別添Ⅰ）学校の取組

Ⅰ 学校の取組

（Ⅰ）未然防止のために、教職員が一丸となって取り組む学校づくり

①人権教育の充実

正義感や人権尊重の意識等の育成のため、全教職員が、それぞれの指導場面で好機を逸せず、毅然とした態度で指導し、児童の正義感や人権尊重の意識、態度等を育成する。

②わかる授業、魅力ある授業の創造

わかる授業、魅力ある授業を通して「自己決定力」「自己存在感」「共感的人間関係」を育む。また、授業や様々な活動を通して、積極的に発言する場を設ける。

③ 道徳教育や特別活動の充実

道徳教育を充実させ、「正義」や「思いやり」、「生命の尊重」などの心情を育む。また、特別活動の充実を図り、「いじめを見抜き、正しく対処する力」（インターネットを通じて行われるいじめへの対処を含む。）や「豊かな人間関係を育む力」を育成する。

④認め合い、相談できる集団づくり

一人ひとりの違いを認め合い、何でも発言できる支持的風土を養い、悩んだときに仲間に相談できる雰囲気満ちた学級や集団づくりに努める。

⑤児童との信頼関係づくり

児童が悩みを気軽に相談できるよう、日頃から信頼関係をつくり、教育相談の体制の充実を図る。

⑥児童による主体的な活動の展開

学級活動や児童会等において、いじめ対策にかかる集会やいじめ根絶強調週間を設けるなどして、児童による主体的な活動の場を設定し、適切な指導助言を行う。

⑦インターネット上のいじめへの対応

学校への携帯電話・スマートフォンの持ち込みを原則禁止し、児童の実態や成長段階に応じた情報モラルの指導の徹底を図る。

（Ⅱ）いじめの防止と早期発見

①些細な変化を見逃さない取組

子どもの些細な変化を見逃さないように授業時間以外においても、挨拶や声かけを積極的に行うなど、全教職員が全校児童に関わるように努める。

②児童・保護へのアンケートの実施

保護者アンケートを学期に1回以上実施し、また、児童についても生活アンケートを学期に2回以上（記名・無記名の両方）実施するとともに、いじめをはじめとする児童の悩みや訴えを早期に把握する。また、アンケートの調査項目、実施時期、実施方法や回数等を工夫し、的確な把握に努める。

④ 教育相談の実施

教育相談を定期的に実施し、児童の心情に寄り添い、いじめをはじめとする悩みや課題を共感的に理解するよう努めます。また、担任だけでなく多くの教職員がかかわっていけるような教育相談の工夫を行う。

④情報交換会の等の実施

全教職員が子どもの些細な変化や悩みについて情報を共有できるよう定期的に情報

交換会を行い、組織的に指導・支援を行います。

⑤ 定例いじめ防止対策会議

月に一度、定例いじめ防止対策会議を開催し、月曜日あの打ち合わせ時の情報、本校のいじめ防止対策、早期発見の手立て等について振り返り、今後の対策について協議し、組織的に取り組む。

(3) いじめへの対処

①全教職員による情報共有

日頃から「報告、連絡、相談、確認、記録」を徹底し、全教職員が速やかに情報を共有して対応できる体制を整備する。

②組織的な対応

いじめが疑われる事案を把握した際は、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開き、速やかに方針を決定し、組織的に対応する。

③各関係機関との連携

日頃からSSW、SC、教育委員会、各関係機関との連携を密に図り、いじめが発生した際は、迅速かつ適切に協働していじめの早期解決および事後のケアに取り組む。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態であるかどうかは、少なくとも次の2つの要件が満たされているかを確認することにより判断する。

①いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。

②いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人および保護者に対し、面談などにより確認できていること。

なお、いじめが解消している状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童および加害児童を日常的に注意深く見守ります。

(5) 職員研修の充実

①指導力の向上

児童や保護者、地域から信頼される教師を目指し、県や市が主催する研修会に参加するなど自ら積極的に研修を積み重ねることで、指導力の向上を図る。

②校内研修の充実

教育相談等、児童生徒や保護者の思いを十分に理解するための研修や、いじめの防止、早期発見、適切な対応のための研修会を実施する。

2 家庭との連携

(1) 保護者と学校が一体となった学校づくり

学校の取組や児童生徒の様子を学校便りや学年・学級通信等で情報発信を行い、PTAとの協力関係を深めて、保護者と学校が一体となった学校づくりに努める。

(2) いじめへの対応

連絡帳などを利用して、日頃から保護者との連絡を密にして、児童の些細な変化や悩みを早期に気づき、保護者と協力し合いながら、いじめの未然防止、早期発見に取り組む。

また、携帯電話・スマートフォン等の危険性を知らせ、フィルタリングサービス利用の徹底やライン等の適正な活用について働きかける等、危険から身を守る知識と技術を身につけるように啓発する。

(3) PTA活動の促進

PTA活動で、「いじめの未然防止」等生徒指導に関する研修会、保護者アンケートに基づく研修を実施するなど、教職員と保護者が児童生徒の様々な課題（インターネットを通じて行われるいじめを含む）等に対して、共通認識をもてるように取り組む。

3 地域との連携

(1) 学校運営協議会との連携

校長が意見を聞くことができる学校運営協議会に対して、いじめ対策にかかる取組状況について積極的に相談し、幅広い意見を求めるなど、学校の取組内容を確認する。

(2) 地域への働きかけ

学校の取組や児童の様子を学校便り等で積極的に地域へ情報発信を行い、児童に関する課題について、理解と協力を求める。

※（別添２）いじめの防止等の対策のための組織（高島市立今津北小学校）

◎学校内の組織

- ① 「いじめ対策防止委員会（月例・職員会議時）」
月１回全職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。
- ② 臨時いじめ防止対策委員会（必要に応じて開催）

□構成

校長、教頭、教務、生徒指導担当、教育相談担当、上・下学年各代表教諭
(事案によって、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって
関係の深い教職員を追加する)

いじめ防止対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中心的な役割を担う。具体的には、以下の役割を担うこととする。

- 1 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中心的な役割
- 2 いじめの相談・通報の窓口としての役割
- 3 いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- 4 いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中心的な役割。
また、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、いじめ防止対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家や関係機関との連携によって対応することとする。

令和8年度ストップいじめ行動計画

高島市立今津北小学校

わたしたちは、いじめをしないさせない見逃さない

教 員

いじめを許さない学校づくりに一丸となって取り組みます

- 校長のリーダーシップの下、全職員がいじめは決して許さないという態度で指導にあたります。
- 児童一人一人を大切にできる意識や日常的な指導が重要であることを教職員自身が認識します。
- 学校や地域の特性を活かす様々な実践を通して、児童に自信と誇りを持たせます。

未然防止と早期発見に努めます

- 教育相談や生活アンケートを適時・定期的実施することにより、児童が発するサインの早期把握に努めます。
- 児童の言動のささいな変化も見逃さない観察を通して、きめ細かな実態把握に努めるとともに、情報を全教職員で共有します。

職員研修の充実を図ります

- いじめの定義の再確認を含め研修を行って児童理解に努め、児童の気持ちに寄り添う指導に努めます。
- 関係機関等から講師を招いて人権意識を高める研修を行います。
- わかる授業作りのために、指導法の検討や教材研究の充実等、授業改善に努めます。

指導体制の強化に努めます

- いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、課題については、いじめ防止対策委員会を中心として組織的に且つ迅速な対応に努めます。
- 報告・連絡・相談・記録及び事実の確認の徹底により、事案に対して全教職員が共通認識をし、共通実践を行います。
- いじめに対しては、課題解決において保護者や関係機関との連携を図りながら、毅然とした態度で臨みます。

説明責任を果たします

- 学校便りや学年通信を通して、児童の学校での様子を常に知らせるように努めます。
- いじめ・問題行動等は、事象や指導等も含め、詳細な記録を残すようにします。
- 重大な事案に対しては、PTAへの協力要請や保護者会開催により問題解決にあたります。

子ども

保護者

いじめのない楽しい学校をつくりたい

- 学校の決まりやみんなで決めた決まりは、必ず守ります。
- 児童集会（年2回の人権集会）を開催していじめをなくすために自分たちができることを考えます。
- 児童会活動や縦割り活動を通して全校みんなが互いのことを理解し合います。
- 奉仕活動や、福祉活動に進んで参加します。

学級活動などに意欲的に取り組みます

- みんな遊びなどで、誰とでも一緒に活動します。
- 学級の課題は話し合っ、みんなで学級生活をよりよいものに高めていきます。
- 困っている友だちを見かけたら必ず助けます。

先生や親の話に素直に聞きます

- あいさつや言葉遣いを正しくします。
- 地域でお世話になっている方には、感謝の気持ちを持ち、すすんであいさつします。
- 困ったことは、先生や親に相談します。

子どもを見守り、向き合います

- 子の健やかな成長を願い、温かく見守ります。
- 子どもとふれあう時間を大切に、地域や学校での生活実態の把握に努めます。
- あいさつなど、基本的な生活習慣の見直しと改善に努めます。

PTA活動を促進します

- ひびきあい活動や研修会、地区別懇談会に積極的に参加して、子育てに役立っています。
- PTAの諸活動に取り組み、保護者間の連携と連帯を深めます。

学校と協力し解決にあたります

- 子どもからいじめのサインを感じたときは直ちに学校へ知らせ、協力して解決にあたります。また、「保護者生活アンケート」に協力します。
- 学級懇談会、個別懇談会等で情報の交換・共有を図ります。
- 問題発生の際には、直ちに事実を確認し早期に解決するよう積極的に協力します。

令和8年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」

(高島市立今津北小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A ・ 地 域 の 取 組 や 活 動
4月	<input type="checkbox"/> 児童の情報交換・記録引き継ぎ(職員会議・担任間、保小連絡会) <input type="checkbox"/> いじめ対策組織・指導等に関する協議(生徒指導委員会・職員会議・いじめ防止対策委員会) <input type="checkbox"/> 児童の家の確認 <input type="checkbox"/> 学級のめあてを考えよう <input type="checkbox"/> たてわり班の顔合わせ(たて割り活動で仲間作り)	△ 児童の健全育成事業に関する協議 (PTA健全育成委員会) ◇ 児童の見守りに関する協議 <スクールガード研修会>
5月	<input checked="" type="checkbox"/> 教育相談の実施(第1回)と対応 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会 <input type="checkbox"/> 第1回人権集会(児童会)…児童会のいじめ防止の取組とひまわりの栽培活動	▲ いじめ対策に関する説明と啓発 (学校だより等) △ 児童の実態についての協議(学級懇談会) △ 参観授業・休み時間での児童観察(授業参観)
6月	<input type="checkbox"/> 校内大玉ころがし大会で団結を築こう <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input checked="" type="checkbox"/> いじめアンケートの実施(児童/記名)(保護者/記名)	△ 休み時間での児童観察
7月	<input type="checkbox"/> 1学期の反省と指導(学級活動、終業式講話) <input type="checkbox"/> 夏休みの過ごし方(学級、字別児童会) <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> いじめの実態把握と課題対応(個別懇談会)	◆ 教育方針の説明と一学期の反省について協議<学校運営協議会>
8月	<input checked="" type="checkbox"/> 1学期のいじめ対策の反省と事例研修(職員会議) <input type="checkbox"/> いじめ対策についての研修会(校内研修)	△ ◇ ふれあい活動の推進 (親子、子供会、日赤奉仕団等)
9月	<input type="checkbox"/> 2学期のめあてを考えよう <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会	△ 第2回生活改善運動(あいさつ等)の実施 (PTA健全育成委員会)
10月	<input type="checkbox"/> 道徳教育の推進(全校一斉に、授業参観を実施) <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> 運動会で団結力を高めよう <input type="checkbox"/> 運動会後の児童観察と指導(学級活動) <input checked="" type="checkbox"/> ネットの正しい使い方学習(5,6年・保護者対象)	△ 家庭教育に関する研修(PTA研修会) ▲ 人権教育といじめ防止・根絶研修会 △ 運動会への参加(前日準備、当日運営) ◇ 運動会参観招待 △ 県人権教育研究大会への参加(PTA役員)
11月	<input checked="" type="checkbox"/> いじめアンケートの実施(児童/記名)(保護者/記名) <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input checked="" type="checkbox"/> 教育相談の実施(第2回)と対応	△ 参観授業・休み時間での児童観察(授業参観)
12月	<input type="checkbox"/> 人権週間の取り組みと仲間作り <input checked="" type="checkbox"/> 第2回人権集会…児童会のいじめ防止の取組 <input type="checkbox"/> いじめの実態把握と課題対応(個別懇談会) <input type="checkbox"/> 2学期のいじめ対策の反省と3学期の取組の協議(職員会議) <input type="checkbox"/> 冬休みの過ごし方(学級、字別児童会) <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会	
1月	<input type="checkbox"/> 児童、保護者、教職員の学校評価集約・整理と対応 <input type="checkbox"/> 次年度のいじめ対策についての協議(次年度構想) <input type="checkbox"/> 3学期のめあてを考えよう <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会	△ 第3回生活改善運動(あいさつ等)の実施 (PTA健全育成委員会) ◆ 2学期の実践と反省について協議 <学校運営協議会>
2月	<input checked="" type="checkbox"/> いじめアンケートの実施(児童/記名)(保護者/記名) <input checked="" type="checkbox"/> 教育相談の実施(第3回)と対応 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止・命を大切に講義	△ 学習発表会や休み時間の児童の様子を参観(授業参観) ◇ 学習参観招待
3月	<input checked="" type="checkbox"/> 年間の取組の反省、記録の整理、引継ぎ(職員会議・小中連絡会) <input type="checkbox"/> 春休みの過ごし方(学級、字別児童会) <input type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会 <input type="checkbox"/> 感謝の気持ちで縦割り遊びをしよう	▲ 1年の取組等についての反省・引継ぎ (PTA総代会) ◆ 本年度実践の評価と次年度に向けて協議 <学校運営協議会>
年間を通して	<input type="checkbox"/> わかる授業作りのための研究推進(校内研究、研修) <input type="checkbox"/> 総合的な学習の時間での「福祉学習」推進により人権について体験的に学習を深める。 <input checked="" type="checkbox"/> 『報告・連絡・相談・確認』の徹底、『記録』の整理と保存 <input type="checkbox"/> 職員会議や打合せの時には生徒指導上の問題点等を情報交換を行う。 <input type="checkbox"/> 市教委等関係機関との連携 <input type="checkbox"/> 保護者等への情報提供(学年通信) <input checked="" type="checkbox"/> 休憩時間、掃除時間、放課後等の校内巡視 <input type="checkbox"/> たてわり活動の充実 <input type="checkbox"/> ソーシャルスキル、アサーション等の指導	▲ いじめ根絶に向けてのPTA研修会 ▲ 各学級のひびきあい活動を推進する。 ▲ 基本的な生活習慣の定着に向けた取り組みの推進 △ 登下校の安全監視とあいさつ運動の推進 △ 市PTA連協等での研修会への参加 ◇ 児童登下校時の見守り活動

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：PTAの取組や活動 ◇：地域の取組や活動
(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)